

別 表（第 2 条関係）

補助事業名	地域公共交通新型コロナウイルス感染症対応型運行支援
補助事業の目的	コロナ禍や燃油価格高騰の中、便数等を維持して運行(航)に取り組む地域公共交通事業者を支援する
補助事業の対象となる者	<p>①地域鉄道事業者（神戸電鉄、北条鉄道、智頭急行）</p> <p>②道路運送法第4条の許可により運行する乗合バス事業者 ただし、公営バス、コミュニティバス、観光(貸切)バス、県外高速バスは除く</p> <p>③海上運送法第3条の許可により運航する航路事業者 (注) 上記①③の事業者は、国の「地域公共交通の経営改善計画」に基づく実証運行（以下、「国補助事業」という）を実施した事業者に限る</p>
補助事業の対象となる経費	<p>乗車密度等に配慮した運行(航)に要する経費</p> <p><b>【算式】</b></p> <p>運行(航)経費[ア]×（輸送力割合[イ]－輸送人員割合[ウ]）－運行(航)期間に相応した国庫補助金収入[エ]</p> <p>ただし、智頭急行については下記のとおりとする</p> <p>{運行(航)経費[ア]×（輸送力割合[イ]－輸送人員割合[ウ]）－運行(航)期間に相応した国庫補助金収入[エ]}×兵庫県域の負担割合[オ]</p> <p>[算式に代入する金額等]</p> <p>[ア]運行(航)経費 1日1台(隻)当たりの運行(航)経費※×稼働車両台(航)数×運行(航)日数（一月以内） ※①地域鉄道事業者 98 千円、②乗合バス事業者 25 千円、③航路事業者 176 千円</p> <p>(注1) 稼働車両台(隻)数は事業者の登録車両台(隻)数から運行(航)期間中に故障等により稼働していない車両(隻)数を差し引いた数とする</p> <p>(注2) 運行(航)期間は、国補助事業と重複しない期間とし、原則、一月以内で設定するものとする</p> <p>[イ]輸送力割合 運行(航)期間中の輸送力(車両<math>\times</math>、実車走行<math>\times</math>、実運航<math>\times</math>)÷令和元年度同時期の輸送力</p> <p>[ウ]輸送人員割合 運行(航)期間中の輸送人員÷令和元年度同時期の輸送人員</p> <p>[エ]運行(航)期間に相応した国庫補助金収入 ①雇用調整助成金 国から雇用調整助成金を受領した場合は、助成金総額のうち乗務員に係る1日当たりの助成相当額を算出し、運行(航)日</p>

	<p>数を乗じた額（1,000円未満切捨）</p> <p>②月次支援金（これに類する支援金を含む） 国から月次支援金を受領した場合は、支援金額のうち運行（航）期間に相当する額（1,000円未満切捨）</p> <p>③その他補助金 運行経費に国庫補助金収入（地域公共交通確保維持改善事業費補助金による大規模修繕等）の充当が見込まれる場合に、1日あたりの収入相当額を算出し、運行（航）日数を乗じた額（1,000円未満切捨）</p> <p>[オ]兵庫県域の負担割合 智頭急行に対する兵庫県域の出資率の計（26%）</p> <p>[ [ア] [イ] [ウ] [エ] 共通事項 ] （注3）路線バスの稼働車両台数、輸送力割合及び輸送人員割合はそれぞれ兵庫県内の実車走行キロに応じた数量とする （注4）高速バスは起終点及びすべての経由地を兵庫県内とする系統に限る （注5）海上運送法第3条の許可を受けて運航する一般旅客定期航路事業に使用する船舶に限る</p>
補助金の額	補助金の額は、補助対象経費に1/4を乗じた額（1,000円未満切捨）以内、かつ予算の範囲内の額とする。
適用除外する条項	第19条
その他の事項	補助金の交付は、事業者について二回限りとする。 ただし、事業の継承に伴い複数回の交付となるものは、この限りでない。